

山梨県公報

第千六百七十五号

平成十八年

六月十九日

月 曜 日

目 次

保安林の指定の予定	四四七
漁業協同組合の遊漁規則の変更認可(五件)	四四七
県営土地改良事業計画の変更	四四九
道路の区域変更	四四九
正 誤	四五〇
平成十八年三月三十一日付け号外第二十五号中	四五〇

告 示

山梨県告示第三百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年六月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡早川町高住字生山八一七、八一九、八二七
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成十八年六月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 漁業権者の名称及び住所
桂川漁業協同組合 上野原市上野原二千五百八十番地
- 二 漁業権の免許番号
内共第八号
- 三 認可に係る変更内容
第三条第二項の表中あゆの竿釣のうち自由釣の区域を次のように改める。

(ウ) 区域

上野原市地内八ツ沢橋から八米泉橋までの鶴川と大月市富浜町鳥沢六百三十一番地先標柱(富浜中学校下雨乞い淵)から上流大月市猿橋町猿橋二百八十二番地先標柱(アツクメ団地裏桂川本流と葛野川の合流地点)までの桂川本流

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成十八年五月二十九日

山梨県告示第三百三十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成十八年六月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 漁業権者の名称及び住所
山梨中央漁業協同組合 甲府市下飯田二丁目八番三十四号
- 二 漁業権の免許番号
内共第二号

- 三 認可に係る変更内容
第三条第四項の表中「敷島町」を「上芦沢」に改める。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日
平成十八年五月二十九日

山梨県告示第三百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成十八年六月十三日

- 一 漁業権者の名称及び住所
山梨県知事 山 本 栄 彦
富士川漁業協同組合 南巨摩郡身延町波高島百六十番地
- 二 漁業権の免許番号
内共第四号
- 三 認可に係る変更内容
第三条第二項の表中あゆの竿釣のうちさくり、ころがしの期間を次のように改める。

工：期間	十月一日より十一月三十日まで
------	----------------

- 四 変更後の遊漁規則の施行日
平成十八年五月二十九日

山梨県告示第三百三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
平成十八年六月十三日

- 一 漁業権者の名称及び住所
山梨県知事 山 本 栄 彦
峡北漁業協同組合 葦崎市円野町下円井三十六番二号
- 二 漁業権の免許番号
内共第一号
- 三 認可に係る変更内容

第三条第二項の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 漁具、漁法	ウ 区域	エ 期間	あゆ	友釣	釜無川、塩川の本流 および支流	解禁日の（午前四時）から十一月三十日まで
				さくり、ころがし	同上（但し、塩川ダム貯水池を除く）	九月二十日から十一月三十日まで	
やまめ（標準和名あまご）	さお釣	同上（但し、塩川ダム貯水池を除く）	解禁日から九月三十日まで	うなぎ	さお釣 置針	釜無川、塩川の本流 および支流	周年
おいかわ				うぐい			五月一日から翌三月三十一日まで
にじます	さお釣	川俣川溪流釣場		あまご いわな			三月一日から九月三十日まで

四 印の塩川ダム貯水池とは、貯水池末端より、釜瀬川において三百八十メートル、本谷川において四百メートル、出田川において百十メートル下流とする。
変更後の遊漁規則の施行日

平成十八年五月二十九日

山梨県告示第三百三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成十八年六月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 漁業権者の名称及び住所
 峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地
- 二 漁業権の免許番号
 内共第三号
- 三 認可に係る変更内容

1 第三条第二項の表中あゆの漁具、漁法、区域及び期間に次のように加える。

イ 漁具、漁法	ウ 区域	エ 期間
竿つりのうち、毛針ルアー、フライ、テンカラ、ドブ釣、チョウチン釣	笛吹川・岩手橋より下流 日川・矢作橋より下流 重川・熊野橋より下流	さくり、ころがしの解禁日から十一月三十日まで

2 第四条第一項の別表中「塩山市」を「甲州市塩山」に、「大和村」を「甲州市大和町」に、「雨宮釣具店」を「フィッシングショップアメリヤ」に改め、同表に次のように加える。

笛吹鮎オトリセンター山梨（山梨市大野六百五十二）
加々美釣具店（甲府市大田町九 四）

四 変更後の遊漁規則の施行日
平成十八年五月二十九日

山梨県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業牧

丘地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十八年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
 平成十八年六月二十日から同年七月十八日まで
- 三 縦覧場所
 山梨市役所
- 四 異議申立期間
 平成十八年七月十九日から同年八月二日まで

山梨県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
	旧	新		
西八代郡市川三郷町大字上野字矢作一八四 一番の一地先から 西八代郡市川三郷町大字上野字籠鼻九九八 の三地先まで	一六・〇〇 二七・〇	一六・〇〇 五二・〇	二四九・五	二四九・五

山梨県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年七月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町大字清里字念場原三五四五番の一地先から 北杜市高根町大字清里字念場原三五四五番の一地先まで	一三・〇	一三・〇	一四・〇	一三四・〇
	一一・〇	一四・〇		

正 誤

平成十八年三月三十一日山梨県訓令第十一号（山梨県公印規程の一部を改正する訓令）
八ページ中

出納員印	山 梨 県 出 納 員 印 (番 号)
第一	十八ミ リメー トル平 方
参 式 壹	中北地域県民センター会計第三課 出納事務用 中北地域県民センター出納事務用 中北地域県民センター出納事務用 中北地域県民センター出納事務用 中北地域県民センター出納事務用 中北地域県民センター出納事務用

山梨県〇〇 事務所（署） 出納員印	第二	十八ミ リメー トル平 方	東京事務所・大阪事務所及び警察署出納事務用
-------------------------	----	------------------------	-----------------------

山 梨 県 出 納 員 印	第一	二十一 ミリメ ートル 平方	出納局出納事務用
------------------	----	-------------------------	----------

山 梨 県 出 納 員 印 (番 号)	第二	十八ミ リメー トル平 方	出納局管理課出納事務用 中北地域県民センター出納事務用 中北地域県民センター会計第三課 出納事務用 中北地域県民センター出納事務用 中北地域県民センター出納事務用 中北地域県民センター出納事務用 中北地域県民センター出納事務用
-----------------------------	----	------------------------	--

山 梨 県 〇 〇 事 務 所 (署) 出 納 員 印	第三	十八ミ リメー トル平 方	東京事務所・大阪事務所及び警察署出納事務用
-------------------------------------	----	------------------------	-----------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番